

国際関係法教育検討委員会（第2期）報告書

2011年9月21日

I. 経緯

国際関係法教育検討委員会（第2期）（以下「本委員会」という。）は、2009年10月に国際法学会（以下「学会」という。）の執行部が新たに組織されると同時に、国際関係法教育検討委員会（第1期）（以下「第1期委員会」という。）を継承する組織として設置された。国際法学会理事会（以下「理事会」という。）は委員長に小寺彰理事を指名し、委員には、青木節子、石田淳、植木俊哉、坂元茂樹、西海真樹、野村美明、濱本正太郎、松井芳郎、森肇志、森田章夫、薬師寺公夫各会員が就任した。委員会の主要な目的は、第1期委員会の作業を受けて、国際関係法教育（「国際関係法」には、国際公法、国際私法、国際政治・外交史を含むものとする。）が直面する課題を包括的に検討し、理事会に意見を具申することである。委員会は、2010年1月24日に第1回の会合をもち、それ以降は2010年3月14日、5月7日、8月10日、10月8日、2011年3月6日、5月13日に開催して報告書を取りまとめた。

II. 総論

日本の国際法学界の将来を考えるとときに喫緊の課題と考えられるのは、後継者の育成と国際関係法学が日本社会において正当に認知されることである。とくに2004年に法科大学院制度が発足して以来、日本の国際法学界の将来を担うべき国際関係法専攻の大学院生の数が減少傾向にあると指摘される。われわれはこのような現状をどのように食い止めるかを考える必要がある。

後継者の育成と国際関係法学についての正当な社会的認知は異なる問題ではなく相互に関連している。すなわち、国際関係法学が日本社会において正当に認知されていないと、国際関係法学の研究を一生の仕事として選択して国際関係法学の研究を志す青年は現れず、国際関係法学が日本社会において果たす役割は縮小せざるを得ない。他方、国際関係法学が日本社会において正当に認知されていれば、国際関係法学の研究を志す学生も増えてくると考えられる。

以上のような基本的な問題意識のもとに、第1期委員会の作業を受けて、日本における国際関係法学の将来を考えるうえで重要なテーマとして、「若手研究者の養成」、「学部レベルにおける国際関係法への関心の向上」、「社会連携」の3つを選択し検討を行った。

III. 若手研究者の養成

現在減っているとは言いながらも国際関係法学の研究を志して大学院に在籍する学生は相当数に上っており、彼らに対して良い研究環境を与えることは、日本の国際関係法学の将来を考えるうえできわめて重要である。彼らの研究環境を改善する方策は様々考えられ

るが、本委員会では、学会として取り組むべき主要な課題として、①インターカレッジな研究・教育環境の整備と、②“How to Find Materials on Public International Law for Research and Education”の維持とを取り上げ検討を行った。

① インターカレッジな研究・教育環境の整備

国際関係法学専攻の大学院生や正規のポストを得ていない若手研究者（以下「大学院生等」という。）については、従来以上に研究能力を高める必要があるという点には異論がなく、その点から大学院生が所属大学を越えて交流する必要性が高まっていることで一致した。この観点から具体的な施策として、大学院生向けの授業（演習）を他大学の大学院生等に開放すること（武者修行）や、インターカレッジな研究会の奨励について検討した。

前者の大学院生向けの授業の開放に関しては、現状を知りこの問題についての大学教員の意識を探るためアンケートを実施した。アンケートに対しては、全体として好意的な意見が多く寄せられたが、他方で、他大学院生等の参加に当たっては一定の学力が前提とされるとの指摘もあり、また、他大学院生等が正式に大学院の授業を履修できるようにするためにすでに設けられている制度（単位互換、科目等履修生、研究生など）とどのように関係づけるかが問題であるとする意見もあった（資料1参照）。所属大学以外の授業に出て「武者修行」を行うことの重要性について異論はない以上、上記の問題点を踏まえて、学会としては、多くの学会員が「武者修行」自体を好ましいと思っていることを正しく周知させたい。単位互換等の既存制度を十分に生かすことの意義を広く広報するなどの措置をとり、「武者修行」が現在以上に行われるように、大学に勤務する学会員に働きかけていくことが重要であるという点で一致した。

後者のインターカレッジな研究会の奨励については、大会開催時に恒例として開催されている「東西合同研究会」を学会プログラムの中で正当に位置付けることから始めるのが適当であろう。ただし、現在の開催校方式では、大会プログラムが密になっており、そのなかに「東西合同研究会」を組み込む余地は乏しいと思われる。現在、学会では大会をコンファレンス方式で開催すべきことが提起され、来年の秋にも試行が予定されている。コンファレンス方式での学会開催が実現すれば、分科会等の会合を多く開くことが可能になることが予想される。コンファレンス方式での大会開催が実現した暁には、「東西合同研究会」を、分科会と並べて大会プログラムに組み込むことを学会として是非検討して頂きたい。

② “How to Find Materials on Public International Law for Research and Education”の維持

国際法協会日本支部国内委員会が2010年に作成した“How to Find Materials on Public International Law for Research and Education”について、研究および教育目的における有用性に鑑み、この作業を今後国際法学会が引きつぐべきだという問題提起があった。本件

問題提起を受けて、この作業の重要性および国際法学会において継続作業を行うことの可能性について検討することが必要であるために、学会員に対してアンケート調査を実施した。

アンケートの結果（資料 2 参照）、回答の多くはその有用性を肯定し、否定的な見解は見られなかった。そこで本委員会としては、国際法学会がそのための小規模な委員会等を設置して作業を継続できるような措置をとることが望ましいと考える。

なお、本委員会では、国際私法および国際政治・外交史分野に関しては、同様の作業を行うことが必要かどうか等については検討を行わなかったが、上記において提言した委員会が設置される場合にはこの点の検討もおこなわれることが望ましい。

IV. 学部レベルにおける国際関係法への関心の向上

国際関係法専攻の大学院生の数の増加を図るためには、大学院生予備軍である大学生、高校生に対して国際関係法の重要性を広く知らせ関心をかき立てることが重要であることは論をまたない。しかし、高校生に対して国際関係法に関する関心を持たせることは、国際関係法の内容に照らして難しいといわざるを得ず、当面は大学生を対象に国際関係法への関心の向上を図るのが現実的であろう。そのための方策も様々な可能性が考えられるが、本委員会は、多くの若手研究者を輩出してきた国際法模擬裁判大会と私法分野における同種の催しであるインター・カレッジ・ネゴシエーション・コンペティションへの支援のあり方を検討した。

① 国際法模擬裁判大会への支援

従来から国際法模擬裁判大会が、学部生にとって国際法（主として国際公法）を深く勉強する機会となっており、学生時代に国際法模擬裁判大会を経験した若手国際法学者が相当数に上ることを考えると、国際法模擬裁判大会が国際関係法学の裾野を広げる意味で非常に効果があるものと考えられる。問題は学会としてどのような支援策が考えられるかである。

国際法模擬裁判大会のうち、ジェサップ国際法模擬裁判大会のナショナル・アドミニストレーターにヒアリングを行ったところ、国際法学会に対する要望として、人的支援と財政的支援の 2 点が挙げられた。前者については、例年書面および弁論の裁判官を務める専門家の確保が困難になっていることから、(i)大会の決勝裁判官のうち 1 名を学会理事長が務めること、(ii)裁判官を務める研究者の斡旋に学会の協力を仰ぐことの 2 点が具体的な支援策として提案された。

国際法学を対象とした国際法模擬裁判大会において、裁判官を務める能力をもつのが国際法学会の会員であることは異論のないところであり、学会として行う支援としては格好のものと言えよう。そこでジェサップ国際法模擬裁判大会のナショナル・アドミニストレーターからの希望については、学会として前向きに検討することが望ましい。ただし、後

者の財政的支援については、学会の財政事情等を踏まえれば、困難である。

ジュサップ国際法模擬裁判大会以外に、WTO法、国際人道法、国際刑事裁判所関連等の模擬裁判が実際に行われているが、これらの模擬裁判大会への支援については、学会が各運営組織と協議し、必要な場合には学会としてどのような支援が適切かについて検討することが望ましい。

② インター・カレッジ・ネゴシエーション・コンペティション（交渉コンペ）への支援

大学で交渉と仲裁を学ぶ学生に他流試合の場を与え、法律学を越えた実践的な「法教育」に対するインセンティブを与えるとともに、交渉・仲裁教育に対する社会の理解を深めるため、2002年以降行われている「交渉コンペ」も、国際私法分野を中心に、研究の裾野を広げる効果が期待される。

これについても、「交渉コンペ」関係者からは、学会に対する要望として、人的支援と財政的支援とが挙げられた。財政的支援を行うことが難しいことは国際法模擬裁判大会の場合と同じであるが、人的支援についてどのような形が望ましいかについては、今後「交渉コンペ」と協議していくことが適当である。

V. 社会連携

国際関係法学が社会において正当な認知を得るためのみならず、公益法人として国際法学会が存続してきたことを踏まえれば、学会が社会の要望に応え、適切な貢献を行っていくことは不可欠である。そのための方策も様々な可能性が考えられるが、本委員会は、学会として行える社会連携として、①国際関係法最新事例解説と②シンポジウムの開催を取り上げ検討した。

① 国際関係法最新事例解説

国際問題を適切に理解するため国際関係法に依拠した解説が望まれていることは、重要な国際問題が起こると、国際関係法の観点からの解説が新聞誌面に掲載されることからもうかがわれる。しかし、新聞誌面やマスコミにおいて常に国際関係法に関する正確な理解に基づく解説が行われているとは限られないことから、国際法研究者の職能集団でもある学会が、継続的に国際問題についての解説を行うことは社会に対する適切な貢献であると考えられる。

そこで、学会HP上に、最新の国際関係法に関する事例につき、解説・評釈を行うことが考えられる。すでにそうした試みは、アメリカ国際法学会（ASIL）やフランス国際法学会（SFDI）で行われており、学会が学会HP上に国際問題についての国際関係法に基づく解説・評釈を掲載する場合も、アメリカ国際法学会（ASIL）やフランス国際法学会（SFDI）と同様の実施体制をとることが適当であろう。具体的には、学会が委員会を組織して責任

者を任命し、当該責任者の下に若手グループが事例を収集・選択し、専門的な解説・評釈を行うという形である。このような取組はできるだけ早期に実施に移すことが望ましいと考えられる。

② シンポジウム等の開催

日本の外交政策、国際情勢、国際紛争、国際法の国内適用等のテーマについて、他の研究教育機関、国の機関、地方自治体、弁護士会、国際交流団体等と共にシンポジウム等を開催することは、社会連携の観点から重要である。具体的には、本学会と当該団体との共催事業としてシンポジウム等を企画し、当該シンポジウム等にはテーマにふさわしい学会員を講師として派遣することなどが考えられる。

このような社会連携を本学会はすでに行っている。最近の例として、日弁連との共同セミナー「国際法の理論と実務」（2008年2月から2009年6月にかけて5回にわたり開催。『自由と正義』60巻2号（2009年）、61巻5号（2010年）参照。）、日弁連主催「国際分野のスペシャリストを目指す法律家のためのセミナー」の後援（2010年8月25日、26日および2011年8月26日、27日開催。）、日本学術会議と共催の公開シンポジウム「グローバル化の時代における法と法学教育—国際関係法を中心に—」（2011年2月14日開催。内容につき学会HPに掲載予定。）が挙げられる。

なお、学会の研究大会のときに、一般市民向けの講演会を開くことも過去には行われたことがあり、今後再開することを検討することが望ましいと考える。

VI. 結語

学会の主たる役割は国際関係法の研究にあるとの意識が強く、これまで教育については従たる位置づけにあったと言わざるを得ない。他方で、後継者を育成することおよび国際関係法学が日本社会において正当な認知を得ることは、学界の将来を考えるならば、喫緊の課題と言える。こうした問題意識に従って本委員会が組織され、検討を進めてきた。

こうした検討は、恒常的に委員会を組織して行われていくべきものではないであろうが、国際法学会ならびに学会員が常に関心を持ち続け、必要に応じて、集中的に検討を行うことが望ましいと思われる。今後の課題を銘記して、本報告書の結びとしたい。